

厚生労働省は9月9日、2011年度3次補正予算案の提出に合わせ、東日本大震災からの「復興に向けたロードマップ」を公表した。「介護」、「地域福祉」、「子ども・子育て」など9項目についての方針と達成目標、そのために必要な予算措置などを示した。介護の復興では、地域包括ケア体制の整備を方針に掲げ、被災市町村が「地域包括ケアのまちづくり復興計画（仮称）」を策定し、計画に基づき基盤整備を行うなどとしている。

ロードマップでは、①医療、②介護、③公衆衛生、④食品の安全確保、⑤地域福祉、⑥障害児・者支援、心のケア・地域精神医療の充実、⑦子ども・子育て、⑧雇用、⑨労働者の労働条件・安全衛生等の確保について、方針と段階ごとの達成目標、そのために必要な予算措置を示した。1・2次補正予算で手当てしたこと、3次補正予算で行うこと、12年度予算で措置することなどをまとめている。

このうち介護の復興では、地域包括ケア体制の整備とマンパワーの確保を施策の方針に掲げ、3次補正予算では、被災市町村が策定する「地域包括ケアのまちづくり復興計画（仮称）」に基づきハード・ソフト両面の整備を進めることなどを位置づけた。マンパワー確保では、被災県と非被災県のニーズのマッチングを行い、被災地の介護職員を確保するとした。

地域福祉の復興では、絆の構築・再生と福祉基盤の整備を方針に掲げ、社会福祉協議会や民生委員による見守り活動など仮設住宅における孤立防止、被災施設の早期復旧、福祉人材の確保などに取り組む

とした。また、被災した生活保護受給者を受け入れる自治体の負担を軽減するため、3次補正予算で「生活再建サポーター（仮称）」の配置費用を計上し、日常生活全般にわたる支援を外部委託によりできるようにする。

障害児・者支援の復興では、サービス提供体制の復旧・復興支援、原発事故対策を方針に掲げ、市町村が策定する障害福祉計画に基づきサービス提供基盤を整備すること、避難区域にできるだけ近い地域の従前のサービス提供体制を整えることなどを位置づけた。

また、心のケア・地域精神医療の充実に向け、地域保健活動の継続実施、アウトリーチ手法を活用した地域精神医療の回復などに取り組むとした。3次補正予算では「心のケアセンター（仮称）」の整備などを進める。

子ども・子育てでは、施設の復旧とケアが必要な子どもへの支援を方針に掲げ、3次補正予算で幼保一体化施設・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点など関係施設の複合化・多機能化による復旧を進める。

また、震災孤児・遺児への里親制度の活用などを促すほか、被災したすべての子ども・子育て世帯に対して児童福祉専門職による相談援助を行う。

ロードマップではこのほか、被災地での健康支援活動や栄養指導活動に取り組むこと、若者・女性・高齢者・障害者の雇用機会を被災地で確保することなども盛り込んでいる。

（福祉新聞・2544号 2011年9月19日）